

第16回生産物分類策定研究会 議事概要

1 日 時 平成30年9月20日（木）13：00～16：15

2 場 所 総務省第二庁舎7階中会議室

3 出席者

（構成員）宮川座長、菅構成員、居城構成員、牧野構成員

（審議協力者）中村審議協力者

（オブザーバー）内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、日本銀行 ※金融庁、財務省、国土交通省は欠席
（事務局）総務省（政策統括官室）

4 議 題

1 個別分野の検討について

- ・R サービス業（他に分類されないもの）

2 研究会における議論等を踏まえた修正等について

- ・第13回研究会（N 生活関連サービス業, 娯楽業）

5 概 要

事務局から、資料に基づき、「R サービス業（他に分類されないもの）」に係る生産物分類の分類原案について説明があった。また、第13回研究会における議論等を踏まえた修正等（N 生活関連サービス業, 娯楽業）について説明があった。

主な意見等は以下のとおり。

【サービス業】

（廃棄物処理業について）

- 収集運搬サービスを廃棄物とリサイクル可能品に区分できるかについては、回収後に事業者が判断して、廃棄物として処理したり、リサイクルしたりするため、収集運搬の段階では事業者も区分していないのではないかとと思われるが、区分可能性の確認はできているか。
→ ヒアリングによる確認はしていないが、区分するのは難しいと思われる。もし区分する場合には、統計調査において事業者の判断に従うことになると思われる。
- 廃棄物収集運搬業において、リサイクル可能品の取扱いはどのようになっているのか。
→ 廃棄物もリサイクル可能品も、排出段階では廃棄物として一緒に扱われているのが一般的である。リサイクルは、廃棄物を有価物に変えるようなもので、排出段階で廃棄物とリサイクル可能品を区分するのは難しいと思われる。
- 廃棄物の一時保管は、収集運搬サービスに含まれるのか、それとも処分サービスに含まれるのか。
→ 法律上、産業廃棄物の収集運搬過程での一時保管は、積替保管を含む収集運搬の許可があれば可能であるが、廃棄物の保管のみの許可はない。

- 「その他の廃棄物処理サービス」に含まれている「死亡獣畜取扱場」には、収集運搬などのサービスも含まれているのか。
 - 死亡獣畜取扱については、一部、実態が分かっていないところがあるため、引き続き確認することとしたい。
- ごみ焼却施設からの焼却熱を利用した熱供給が廃棄物処理業の副業として考えられるのではないか。
 - 実態を確認した上で、副業として熱供給サービスを設定することを検討したい。
- 処分サービスについて、埋立と焼却を分けてもよいのではないか。
 - 埋立と焼却を両方やっている業者はそんなに多くないと思うので分けられるとは思いますが、処分業としては埋立や焼却のほかにも破碎や脱水など様々な処分を業として行っている事業者が多く、処分業をあえて埋立と焼却だけ区分するメリットは少ないと思われる。

(自動車整備業について)

- 自動車整備サービスは、車種が同じであればサービスの提供先が事業者でも一般消費者でも同じサービスになると思われるが、事業者向けではバスやトラックが多く、一般消費者向けでは乗用車が多いと思われるため、集計値としてはサービスが異なると解釈しても差し支えないのではないか。
 - 同じサービスであっても、最終消費と中間消費で分けることは、SUTの推計のためには意味があると思われる。
 - サービスの重要性も考慮した方がよい。例えば、1兆円の規模のものについて区分するなど、金額の基準も付け加えてもよいのではないか。
- 「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分について、考えられる方向性としては、(1) サービスが同じであっても「事業者向け」と「一般消費者向け」で分けられるものは統合分類レベルで分ける案、(2) サービスの質が異なるものだけ、統合分類レベルで「事業者向け」と「一般消費者向け」に分ける案、(3) サービスの質が異なれば「事業者向け」と「一般消費者向け」を統合分類レベルで分けるが、サービスの質が同じであれば「事業者向け」と「一般消費者向け」を最下層で分ける案があり、今後、方向性を定める必要がある。統計調査の実施者側から何か意見はあるか。
 - 生産物分類上の区分に関わらず、必要があれば統計調査で把握することになると考えると、基本的には、生産物分類に設定されている方が望ましいと思われる。しかし、生産物分類が産業分類のように階層構造を自由に組み替えることができない体系になった場合、現状案では、最下層リストの「事業者向け」、「一般消費者向け」別を把握するためには、統合分類を含めた8区分で調査する必要がある、統合分類の区分のニーズがない調査の場合、結果的に報告者へ過剰な負担を強いるとの懸念がある。
 - 様々な角度からの御意見を伺った上で、今後検討することとしたい。

(機械等修理業について)

- 鉄道と船舶の修理については、産業分類では製造業に含まれ、欧州のCPAでも製造業の生産物の一つとして整理されているので、別途分類を設定しておいてもよいのではないか。
 - 原案では、「輸送用機械器具の保守、修理サービス（自動車整備サービスを除く）」に含まれ

ているが、産業分類の大分類をまたいで生産物分類を設定するのは、上位の分類構造を整理する際に問題が生じるおそれがある。鉄道と船舶の修理については、「輸送用機械器具の保守、修理サービス（自動車整備サービスを除く）」から別途区分し、副業の生産物として統合分類を設定し、詳細については製造業について議論する際に検討することとする。

- 「その他の物品の保守、修理サービス」の中に、産業分類の大分類をまたいで、「7931 衣服裁縫修理業」が含まれているので、修正した方がよい。
 - 副業の生産物が大分類をまたいで出てくるのは差し支えないが、主業だと問題になる。また、過去のものも確認する必要がある。
 - 製造業とサービス業をまたいでいる場合には全て修正すべきであるが、同じサービス業の間でまたいでいる場合についても一律に修正するべきかについては、専門・技術サービス業とサービス業（他に分類されないもの）のように、関連業務が分類間でまたいでいる可能性もあり、少し慎重に検討する必要があると考えている。
- 文化財の修復について、分類を設定してもよいのではないか。
 - 専門・技術サービス業との関係も考慮の上、今後検討することとしたい。
- 「903 表具業」のサービスは、どこに分類されるのか。また、表具を新しく設置する場合、どこに含まれるのか。
 - 「903 表具業」のサービスは、「家具・家庭用品・装飾品の保守、修理サービス」又は「他に分類されないその他の物品の保守、修理サービス」に含まれると思われる。表具を新しく設置するのは、小売業に附随すると思われるので、ここには含まれない。
 - 「903 表具業」のサービスがどこに含まれるかについては、内容例示で明確化する必要がある。

(職業紹介・労働者派遣業について)

- 分類構成については、原案のままよい。
- 「職業紹介サービス」における「常用」と「臨時・日雇」の別については、統計調査の回答時の混乱を避けるため、名称に「4か月以上」、「4か月未満」などと表示した方がよい。

(その他の事業サービス業について)

- 原案では「建物清掃サービス」に含まれている「ハウスクリーニングサービス」について、大分類をまたいで設定されているのは適切ではないので、「N 生活関連サービス業, 娯楽業」の生産物として統合分類で設定することとする。
- 「事務代行サービス（別掲を除く）」の区分可能性は確認できているか。また、事務代行の市場規模はどのくらいか。
 - 「事務代行サービス（別掲を除く）」について、事業者へのヒアリングは行っておらず、区分可能性の確認はできていない。また、市場規模についても確認できていない。
 - 「事務代行サービス（別掲を除く）」については、基本的には原案のまま分類を設定することとするが、市場規模を確認し、必要に応じて見直しも検討する。
- コールセンターと電話を受けたり掛けたりする電話代行サービスとの関係は。
 - コールセンターと電話代行サービスとの区別は難しいところではあるが、コールセンターと呼べる規模で行っているようなサービスはコールセンターサービスに含まれ、1人で電話を

受けたり掛けたりするようなサービスは秘書業務などに含まれると考えている。

- 「警備サービス」について、一般消費者向けを区分してもよいのではないか。
 - 一般消費者向けの警備サービスは、主に「機械警備サービス」に含まれると考えられるが、ヒアリングにより事業者向けと一般消費者向けに区分できないとの回答を得ているため、区分していない。

(政治・経済・文化団体について)

- 「非営利的団体サービス」を市場生産物と非市場生産物に区分することについて、NAPCSやCPAでも同じ分類に配置していることから、同じようにしてよいと思われる。一方、「非営利的団体」という名称については、SNA上市場活動として扱われる経済団体が含まれていることから、名称を変更した方がよい。
 - 名称については「政治・経済・文化団体サービス」などに変更することとする。
- 会費や補助金の話については、団体の活動をどう定義するかということであるので、それぞれの取引項目ごとに生産物分類を設定しなくてもよいと思われる。

(宗教について)

- そもそも「宗教」を生産物として立てる必要はあるか。
 - 宗教は生産物なのかという議論はあるが、国際分類との整合性を考慮して、とりあえずは設定することとしてはどうか。

(その他のサービス業について)

- 「卸売市場サービス」について、内容に応じて他産業で設定済みの「倉庫サービス」や「駐車場サービス」などにそれぞれ含まれるものしてよいのではないか。
 - 産業連関表における推計への影響を確認した上で、必要に応じて見直しを検討する。

【生活関連サービス業, 娯楽業】

(コインシャワーについて)

- 寮など生活のために使用している例もあるため、対処方針(案)中の「生活のためにコインシャワーが用いられる事例は少ない」ということは言い切れないのではないか。
 - コインシャワーは主に空港やスポーツ施設、インターネットカフェなどに設置されていることを踏まえると、生活のために利用している事例は多くないと考え、「その他の公衆浴場入浴サービス」に整理することとしている。

(旅行業について)

- 他社の企画旅行を販売した場合、販売した旅行業者においては売上として手数料だけを計上している訳ではないという認識でよいか。
 - 販売した旅行業者においては、旅行代金総額で売上を計上し、企画及び旅行を実施した旅行業者に対する仕入れを計上している。また、企画及び旅行を実施した旅行業者においては、旅行代金総額で売上を計上し、販売した旅行業者に対して支払手数料を計上している、という整理である。

- 「海外企画旅行サービス（他社企画旅行）」について、外国の旅行業者が企画したツアーを販売した場合も本分類に含まれてしまうのではないかと。
- 可能であれば、外国の旅行業者が企画したツアーを販売しているような事例があるか確認を行うとともに、推計時に問題点の一つとして認識しておく。また、現在、受委託関係についてはサービスが全く同じであっても、二重計上を避けるために、自社のサービスと受託したサービスを区分しているが、ソフトウェアや広告など他産業にも関係することであり、今後統一見解案を事務局内で整理することとする。

(競輪・競馬等の競走場, 競技団について)

- 公営競技や宝くじの払戻金は除いて定義すべきではないか。
- 基礎統計では販売額から払戻金を差し引いて回答させることは難しいため、払戻金を含む販売額の総額を生産物として定義しているが、払戻率は決まっているので、販売額が分かれば払戻金を推計することができる。
- SNAにおける生産物の概念では払戻金は除くものとして定義すべきであるが、統計調査においては払戻金を除いて売上を把握することは難しい場合もある。生産物分類では、基本的にSNAの概念で生産物を定義することとした上で、統計調査における利用にどう配慮するか、他の分類案の議論も踏まえて検討することとする。

(以上)